

【記載要領】

- 1 交付申請書は「図簿謄本等の交付申請書1」様式により申請して下さい。
※交付申請は原則として隣接地所有者に限ります。
- 2 申請人の住所・氏名・電話番号を記入し押印して下さい。
- 3 交付を受けようとする図簿の名称
(測量手簿・座標及び高低計算簿・測量野帳・境界基本図又は実測図)
- 4 図簿謄本等に係る市町村字地番又は国有林名(林班等)
申請箇所の住所(市町村名、字、番地)を記入して下さい。
申請箇所の国有林名(林小班)・境界点区間(自〇〇号～ 至〇〇号)
※国有林名・境界点区間は管轄する森林管理署又は森林事務所にお尋ね下さい。
- 5 使用目的(境界確認・境界証明・地籍更生等)詳細に記載して下さい。
- 6 交付希望時期 希望する交付時期を記入して下さい。
- 7 用紙規格・交付枚数・記事欄は記入不要です。
- 8 交付については、手数料が掛かります。(手数料は別表のとおり)

【添付書類】

○個人(本人)申請の場合

登記簿謄本・位置図・字図または地籍図

※申請区間が*不動点確認*等のため第三者の所有地に及ぶ場合は、承諾書(任意様式)及び登記簿謄本(登記簿謄本(要約書でも可)はコピーでも可能)が必要です。

○個人(代理人(土地家屋調査士等))申請の場合

委任状・登記簿謄本・位置図・字図または地籍図

※申請区間が*不動点確認*等のため第三者の所有地に及ぶ場合は、承諾書(任意様式)及び登記簿謄本(登記簿謄本(要約書でも可)はコピーでも可能)が必要です。

【添付書類についての注意事項】

- 1 登記簿上の所有者が死亡している場合は、相続権者であることを証明できる戸籍謄本を添付して下さい。
- 2 戸籍上相続権者が複数の場合は、全員の委任状が必要です。
- 3 遺産分割証明書又は権利放棄等の証明書があれば委任状は不要です。
- 4 売買による所有権移転の登記が未済のとき、売買契約書等が添付され売渡人が登記名義人である場合は、売渡人の土地登記簿謄本を添付して下さい。
- 5 相続人が未成年の場合は、親権者又は後見人であることを証明する書類が必要です。
- 6 登記簿上記載されている住所と申請人の住所が異なる場合は、住民票を添付して下さい。

*不動点確認・・・現地に存在する境界標識が正常な位置に在るかを、国有林測量成果と照合し確認する行為。

【その他の注意事項】

測量成果の交付

- 図簿等（測量成果）の申請 （申請者→各森林管理署→九州森林管理局）
- 〃 の交付 （九州森林管理局→各森林管理署→申請者）

※ 図簿等は九州森林管理局（熊本市）からの交付（有料）となります。

添付書類の漏れが無いか確認し申請して下さい。

※ 図簿謄本等の交付手数料は別紙の一覧表のとおりです。

図簿等の交付は、代金の納入を確認した後となります。

代金の納入は電算処理し納付書を郵送（1週間程度）するので、納付して下さい。